

第5章 就労支援の充実

1 雇用の促進

障がい者の適性と能力に応じた雇用を促進するため、啓発活動を推進するとともに各種助成制度等の周知に努めます。また、事業主の理解と協力のもと就労訓練の場の確保に努めます。

(1) 障がい者就労支援企業認証制度等の周知・啓発

北海道障がい者条例に基づく「障がい者就労支援企業認証制度」及び北海道就労支援プログラム「アクション」登録制度の周知・啓発に努めます。

- ・市内事業主へ市広報やホームページによる周知・啓発

(2) ハローワークむろらんと連携

ハローワークむろらんの主催する障がい者雇用に関する事業に協力するとともに、各種助成制度等の周知に努めます。

- ・障がい者ふれあい就職面接会の開催

(3) 啓発活動の推進

障がい者の雇用について、ハローワークむろらんや関係機関と連携を図りながら、事業主に対し障がい者雇用の啓発活動を行い、一層の理解と協力が得られるよう努めます。

- ・障がい者雇用に関するセミナーの開催

(4) 北海道障害者職業能力開発校の周知・啓発

障がいのある方々に対し、障害者職業能力開発校の周知とその利用の啓発に努めます。

- ・市広報による周知・啓発

(5) 就労訓練の場の提供

事業主の理解と協力のもと、職場実習等の場の確保に努めます。

- ・障がい者雇用に関するセミナーの開催（再掲）

2 就労支援の充実

障がい者が就労の機会を得ることができるよう、各種助成制度や貸付制度の周知、就労相談支援の充実に努めます。

- (1) 地域自立支援協議会にハローワークむろらんをはじめ、就労支援施設の職員や相談支援事業者等で構成する就労支援部会を設置し、障がい者の就労について支援のあり方について検討し、支援体制の構築に努めます。

(2) 就労相談の実施

障がい者本人及びご家族の方からの就労に係る様々な相談や、事業主の障がい者雇用についての相談について窓口を開設し、障がい者の就労支援を推進します。

(3) 障がい者自動車運転免許取得費補助

障がい者が、自立更生のため自動車運転免許を取得する費用の一部を助成します。

(4) 重度身体障がい者自動車改造費補助

重度の肢体不自由児者が社会参加のため、自動車を改造する場合に、その費用の一部を助成します。

(5) 生活福祉資金

北海道社会福祉協議会では、障がい者に対して生業費、技能習得費、自動車運転免許取得費、自動車の購入費の貸付を行います。